

# 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 介護福祉士修学資金等貸付規程

(業務の運営)

第1条 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、千葉県知事の定める条例、規則及び条件により交付される補助金をもって介護福祉士修学資金等（以下「修学資金等」という。）の貸付業務を行うものとする。

2 この貸付規程は、本会が実施する介護福祉士修学資金等の貸付方法、事務手続等を規定し、修学資金等の適正かつ効率的な運営を図る。

(業務の目的)

第2条 この貸付業務は、介護福祉士及び社会福祉士（以下「介護福祉士等」という。）を養成する県内の学校、養成施設に在学する者等で将来県内において介護福祉士等の業務に従事しようとするものに対し修学資金等を貸し付けることにより、これらの者の修学等を容易にし、もって福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

2 この貸付業務は、次の各号に掲げる事業を実施する。

(1) 介護福祉士修学資金貸付事業

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「介護福祉士養成施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「介護福祉士修学資金」という。）を貸し付ける事業

(2) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

法第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「実務者研修施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「介護福祉士実務者研修受講資金」という。）を貸し付ける事業

(3) 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

介護職としての一定の知識及び経験を有する者に対し、再就職準備金（以下「介護人材再就職準備資金」という。）を貸し付ける事業

(4) 社会福祉士修学資金貸付事業

法第7条第2号又は第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士養成施設」という。）に在学し、社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「社会福祉士修学資金」という。）を貸し付ける事業

(貸付対象者、貸付期間及び貸付額)

第3条 修学資金等の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

2 介護福祉士修学資金並びに社会福祉士修学資金（以下「修学資金」という。）の貸

付対象者は、介護福祉士等養成施設に在学する者で、原則として県内に住所を有する者であり、かつ県内で介護業務等に就労する意欲のある者とする。

3 貸付期間は、介護福祉士等養成施設に在学する期間とする。

4 修学資金の貸付金額は、月額 50,000 円以内とする。

ただし、次の（１）から（４）に定める額を加算することができるものとする。

（１）入学準備金 初回の貸付時に 200,000 円以内

（２）就職準備金 最終回の貸付時に 200,000 万円以内

（３）国家試験受験対策費用（介護福祉士のみ） 一年度当たり 40,000 円以内

（４）生活費加算 一月当たり貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として別表に定める額を基本とする。

5 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業の貸付対象者は、実務者研修施設に在学する者で、原則として県内に住所を有する者であり、かつ県内で介護業務等に就労する意欲のある者で、その在学期間とし、貸付金額は 200,000 円以内とする。

6 介護人材再就職準備資金貸付事業の貸付対象者は（１）から（４）までの基準を全て満たすものとする。貸付額は 400,000 円と貸付対象者が本会に提出した再就職準備金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額とし、貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

（１）居宅サービス等（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 23 条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等（法第 2 条第 2 項に規定する介護等という。以下同じ。）の業務である者（以下「介護職員等」という。）としての実務経験を 1 年以上（雇用期間が通算 365 日以上かつ介護等の業務に従事した期間が 180 日以上）有する者

（２）介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者

①介護福祉士

②実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

③介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修を修了した者（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 25 号）附則第 2 条の規定に基づき、介護職員初任者研修を修了した者とみなされるもの（改正前の介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員基礎研修、1 級課程、2 級課程を修了した者をいう。）を含む。）

（３）居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所に、介護職員等として就労した者

（４）直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労するまでの間に、予め、都道府県福祉人材センターに氏名及び住所等の届出又は登録を行い、かつ、別紙様式による再就職準備金利用計画書を提出した者

(貸付けの申請)

第4条 修学資金等の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、修学資金等貸付申請書に、必要な書類を添えて、本会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

2 県外に在所する養成施設等に在学する者が申請者であるときは、前項に規定する書類のほか、誓約書を添付しなければならない。

(連帯保証人)

第5条 申請者は、連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、成年の者で独立の生計を営む者でなければならない。この場合において、申請者が未成年者であるときは、連帯保証人は法定代理人とする。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

3 前項にかかわらず、協議会が適当と認めた法人を連帯保証人とすることができる。

4 申請者又は修学資金等の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)が連帯保証人を変更する時は、会長に届け出なければならない。

(選考結果の通知)

第6条 会長は、修学資金等の貸付けを行うこと又は貸付けを行わないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(修学資金等借用証書)

第7条 借受人は、前条の規定による通知を受けた日から14日以内に、修学資金等借用証書を会長に提出しなければならない。

2 前項の期間内に修学資金等借用証書を提出しない者は、修学資金等の借受けを辞退したものとみなす。

(修学資金等の交付)

第8条 会長は、前条第1項の規定により修学資金等借用証書の提出があったときは、当該貸付決定に係る修学資金等を交付する。

2 修学資金等の交付は、分割又は一括の方法により交付するものとし、交付の時期は、修学資金等借用証書記載の期日とする。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

(貸付けの休止)

第9条 借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分までの修学資金等の貸付けを行わないものとする。

(返還)

第10条 返還は、月賦又は半年賦の方法によるものとする。ただし、一括返還を妨げないものとする。

2 返還額の上限は、月賦の場合にあっては30,000円、半年賦の場合にあっては180,000円(30,000円×6月)とする。

(免除の申請等)

第11条 返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金等返還免除申請書に免除

を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定による免除の申請があったときは、当該免除の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(猶予の申請等)

第12条 返還の猶予を受けようとする者は、修学資金等返還猶予申請書に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定による猶予の申請があったときは、当該猶予の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(届出義務)

第13条 借受人は、次に掲げる事情が生じた場合には、その旨を直ちに会長に届け出なければならない

- (1) 借受人又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他の重要な事項に変更があったとき
- (2) 借受人が休学し、復学し、転学し、又は退学したとき
- (3) 借受人が停学又は退学の懲戒処分を受けたとき
- (4) 借受人が留年したとき
- (5) 修学資金等の借受けを辞退するとき

2 借受人は、返還の義務を負うことがなくなるまで、毎年3月31日現在の業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）を会長に提出しなければならない。

3 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、事実を証明する書面を添えてその旨を直ちに会長に届け出なければならない。

4 第1項及び前項による届出は、借り受けた修学資金等に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

5 借受人が、県内において介護福祉士等の業務に従事したときは業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）により、業務従事先を変更したときは住所・氏名・勤務先等変更届を添えて直ちに会長に届け出なければならない。

(勤務期間の計算)

第14条 修学資金等の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、介護福祉士等の業務に従事した日の属する月から従事しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

(実施細目)

第15条 この規程に定めるもののほか、修学資金等の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年5月30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付規程（平成21年4月1日施行）については、この規程の施行に伴い廃止する。

3 前項により決定された事業の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附 則

この規程は、平成28年12月20日に一部改正し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年3月16日から施行し、平成28年10月11日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年2月28日に一部改正し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年3月29日に一部改正し、平成31年4月1日から適用する。

(別表) 生活費加算の基準額 (第3条第4項(4)関係)

年 齢	級 地 区 分					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
19歳以下	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20~40	40,270	38,460	36,650	33,020	33,020	31,210
41~59	38,180	36,460	34,740	31,310	31,310	29,590
60~69	36,100	34,480	32,850	29,600	29,600	27,980
70歳以上	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

※ 級地区分の適用地域については、「生活保護法による保護の基準 (昭和38年厚生省告示第158号)」に準ずる。